「五島列島（下五島エリア）ジオパークＰＲ大使」設置要領

（目的）

第１条　この要領は、五島列島ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が任命する「五島列島（下五島エリア）ジオパークＰＲ大使」（以下「ＰＲ大使」という。）に関して必要な事項を定める。

（応募要件）

第２条　ＰＲ大使は、以下の者を対象とする。

（１）五島列島（下五島エリア）ジオパークの趣旨を理解しているもの

（２）五島列島（下五島エリア）ジオパークの取り組みを広く宣伝できるもの

（任命）

第３条　提出された応募届（別紙様式）に基づき、協議会会長が任命する。ただし、五島列島（下五島エリア）ジオパークの趣旨にそぐわないと判断される場合は、任命しない。

（活動内容）

第４条　ＰＲ大使は、次に掲げる取り組みのいずれかを行うものとする。

（１）五島列島（下五島エリア）ジオパークの活動をＳＮＳ等により広く発信

（２）パンフレット・ポスター等の店舗等への掲載

（３）その他、五島列島（下五島エリア）ジオパークを盛り上げるための取り組み

（報酬・活動費）

第５条　報酬及び活動費は支給しない。

（入会特典）

第６条　ＰＲ大使には、次の特典を与える。

（１）五島列島（下五島エリア）ジオパークのジオグッズの進呈

（２）ポスター、パンフレットの提供

（３）イベントなどの定期的な情報提供

（任期）

第７条　協議会会長が任命した日から３年とする。ただし、年度途中で任命となった場合は、任命された日から翌々年度の３月３１日までとする。

（変更・退任）

第８条　登録情報変更の場合は、登録変更届（別紙様式）を、退任する場合は退任届（別紙様式）を提出するものとする。

（取消）
第９条　協議会の趣旨に反する行為が認められた場合は、登録取消とする。

（その他）
第１０条　上記のほか必要な事項は、別に定める。

本要領は、令和３年５月１８日より施行する。
本要領は、令和４年５月３１日より施行する。

（別紙様式）

五島列島（下五島エリア）ジオパークＰＲ大使
応募・登録変更・退任届

五島列島ジオパーク推進協議会
会長　野口　市太郎　　様

（届出者）
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

五島列島（下五島エリア）ジオパークＰＲ大使設置要領により、下記のとおり提出いたします。

届出内容	登録　・　登録変更　・　退任
住　　所	
氏　　名	
生年月日	年　　月　　日　（年齢　　歳）
電　　話	
職業（勤務先） 又は在籍学校名	
E-mail	
主な PR 方法	
五島列島（下五島エリア）ジオパークに対する想い	

（応募先）
五島列島ジオパーク推進協議会（五島市地域振興部文化観光課内）
〒８５３－８５０１　長崎県五島市福江町１番１号
ＴＥＬ　０９５９－７２－６３６９
ＦＡＸ　０９５９－７４－１９９４
E-mail　kankou@city.goto.lg.jp